

○自治会等からの陳情及び要望の公表に関する事務取扱要領（総務部長通知）

平成15年10月14日総広第20号

1 自治会等からの陳情及び要望の取扱い

情報の公表に関する要綱第4条第2項第4号の規定に基づき、自治会等からの陳情又は要望及びこれに対する回答を公表するものとする。

2 実施の目的

自治会等からの陳情及び要望の中には、その団体のみでなく一般の市民にとっても有益な情報が含まれている場合が多い。そこで、自治会等が何を求めているか、また市がこのことについてどのように考えているかを公表し、広く市民に知らせることにより、情報の共有化と市政への市民参加を促進し、もって情報公開のより一層の推進を図ることを目的とする。

3 自治会等の定義

自治会等とは、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 自治会
- (2) 商工業等業界団体
- (3) 各種連合会（複数の団体で構成される連合組織をいう。）
- (4) 上記(1)～(3)に類する団体で市長が必要と認めた団体

4 公表対象文書

陳情及び要望で、市長宛又は市長名で回答するものを対象とする。

なお、個人情報等で我孫子市情報公開等条例第7条の規定により公開しないことができる情報は除く。

5 公表する内容

公表する内容は、次に掲げる項目とする。

団体名、陳情及び要望年月日、陳情及び要望事項、回答部課、回答年月日、回答事項

6 公表の方法

公表は、行政情報資料室における閲覧及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

7 公表までの流れ

公表までの流れは、次のとおりとする。

(1) 陳情及び要望が1課で処理できるもの

各課で受け付け、決裁終了後、秘書広報課広聴係に行政情報資料室閲覧用の公文及びホームページ掲載用の庁内メールを送付する。

(2) 陳情及び要望が2課以上に関わるもの

秘書広報課広聴係が受け付ける。

8 公表文の書式

公表文の書式は別紙のとおりとする。

9 実施時期

令和3年6月1日から施行する。（同日以後にあった陳情及び要望について適用する。）

別紙

団体名 ○○○○○○
陳情及び要望年月日
陳情及び要望事項
.....
.....
①.....
.....
②.....
.....
③.....
.....

※陳情及び要望事項は全文掲載とする。

回答部課 ○○○部○○○○課
※回答が2課以上に関わる場合、それぞれの回答項目の最後に課名を記入。
回答年月日
回答項目
①.....
.....
.....
②.....
.....
.....
③.....
.....
.....